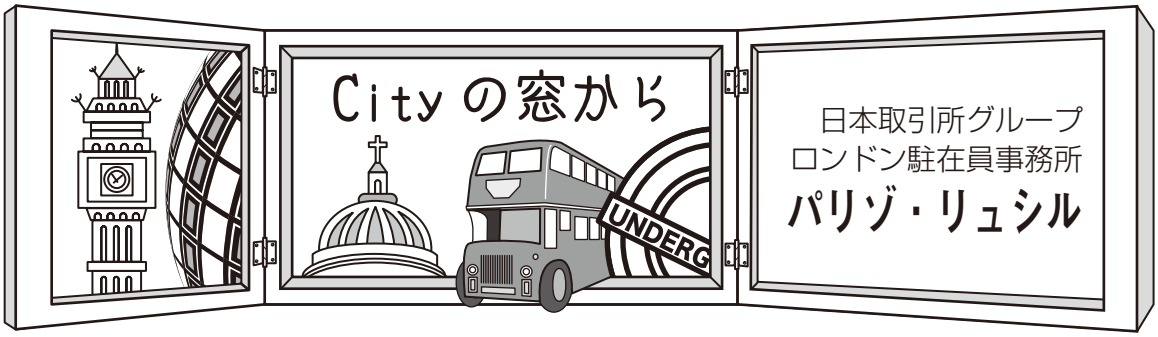

―連載（第56回）―

欧州におけるグリーンウォッシング係争の動向等について

1．はじめに

「ESG」や「サステナビリティ」等のラベルが付いた金融商品が増加する中、これらの金融商品がグリーンウォッシングではないかとの訴訟提起リスクも増加しており、規制当局において対応策の検討が開始されている。

背景には、ESG商品に対する市場信頼性を高めることにより、環境プロジェクトへの民間資金フローの流入促進を図ること等があげられるが、このほかにも「金融商品に関する投資家説明は正確であるべき」といった投資家保護の徹底もあげられるという。

こうした動きを企業サイドからみると、サステナビリティ分野に関して、投資家からの監視が一層厳しくなっていることを示しており、サステナビリティを考慮しない企業は、消費者からレッテルが貼られるとともに、自社のイメージダウン、さらにはNGOや環境活動家等の幅広い利害関係者からの訴訟リスクも高まる可能性があるということになる。

グリーンウォッシング訴訟において特筆すべき点は、原告の訴訟目的が必ずしも被告となる訴訟提起先からの金銭補償を求めるというものではなく、1）企業が、サステナブルを考慮しない業務活動を行うことについて世間に知らしめるとともに、2）こうした問題を社会的議論へと惹起させ、改善を促していくことが念頭に置かれている、といった訴訟も多数あるとの点である。

グリーンウォッシング訴訟を通じて、消費者保護団体が目指すのは、世論に訴えることで、議員や官僚等が対応していくよう仕向けることにあり、こうした対応により、より厳格なサステナビリティ規制が制定されることも念頭に置かれているという。

米国はもともと民事訴訟が盛んな国として知られているが、最近では欧州でも誤解を招くようなESG表記等をめぐり多数の集団訴訟が提起されるようになっている。本コラムでは、欧州におけるグリーンウォッシング訴訟

事例（紛争案件を含む。）を３件示しつつ、欧州における最新動向等について紹介することとしたい。

なお、本稿に記載した内容はすべて筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではないことをお断りする。

２．グリーンウォッシング訴訟増加の背景

欧州では、欧州証券市場監督機構（ESMA）や英金融行動監視機構（FCA）といった規制当局が、最近においてもプレスリリースや年次報告書（アニュアル・レポート）等を通じて、ESG金融商品市場に対する信頼性確立や消費者保護、さらにはグリーンウォッシングに関する対策強化の必要性等について言及している。具体的には、ESMAからは2022年６月15日に発表したグリーン＆デジタル資本市場におけるレポートの中で、2021年に監督上重点を置いた分野として、グリーンウォッシングや詐欺行為等を中心とする分野だったとの記述がある（注１）。英FCAからは、2021年11月３日付けのプレスリリースにおいて、「企業によるESG開示は、消費者にとって信頼できるものであるべきであり、グリーンウォッシングを防止するとともに、企業は自社が掲げたESGマニフェストを達成するよう努めるべきである。」とのコメントがなされている（注２）。

グリーンウォッシング訴訟が増加する背景には、「グリーン」の構成要素についての一般的定義が未だに定まっていない点があげられる。定義が曖昧であるがゆえに、投資家や発行体といった市場関係者においては、グリーンの定義をめぐり幅広い解釈余地が生じており、双方の認識相違から訴訟にまで発展するリスクがあるということになる。こうした事例としては、ほかにも原子力や天然ガスの取扱いをめぐる議論もあり、例えば気候債の取扱いについてみると、EU共通のガイドラインであるStandards Eligibility of Projects & Assets（注３）においては、原子力や天然ガスは、サステナブルなエネルギーには含まないとの判断がなされているにもかかわらず、EUが策定したタクソノミ定義の中では、これらはグリーン・エネルギーのカテゴリに含まれる状況等がみられる（注４）。

また、グリーンウォッシングに関しては、投資先の金融商品等が環境に優しい商品との印象を消費者に持たせるために、本来はグリーンではない商品に対しても、商品広告や販売促進活動等を通じて、グリーンという用語や環境配慮を装ったマーケティング方法を用いること等を示しているが、前述したグリーンの定義と同様、グリーンウォッシングに関しても、現時点ではEUを含めて、規制当局や企業等において一般的に合意された共通定義は存在しないのが現状とされている。

（図表）欧州におけるグリーンウォッシング訴訟事例

（出所）JPXロンドン駐在員事務所作成

3．欧州企業を訴訟提起先としたグリーンウォッシング訴訟事例

事例１：イタリア初となる紛争事例（国営エネルギー大手ENI（注５）（注６））

イタリアにおけるグリーンウォッシング紛争は、国営のエネルギー・プロバイダーであるENI S.p.A.を相手方として、消費者団体のMovimento Difesa del Citadinoのほか、環境NGOであるLegambiente、さらにはキャンペーングループのTransport & Environment（T&E）が共同して提起したものである。これらの団体は、ENI社が自社ディーゼル燃料「Eni Diesel＋」のマーケティング・キャンペーンの中において、明確な根拠のないまま、「環境にやさしい」等の誇張表現が掲載されている点が問題だとし（注７）、イタリア競争市場庁であるall' Autorità Garante per la Concorrenza e il Mercato（AGCM）に対して、宣伝内容の審議申立てを行った。AGCMにおける審議の結果、ENIは広告内に「グリーンディーゼル」といった名称を使用するとともに、「Eni Diesel＋」の紹介広告の中では、HVO成分（水素化処理された植物油）が含まれているとの説明がなされている点について、共通の定義が定着していない中、「グリーン」や「再生可能」等の用語を使用することは、消費者に誤った印象を与え、誇大広告にあたるとの判断がなされている。特にHVO成分として使用される植物油はパーム油であり、このパーム油は環境破壊の観点から問題視される成分により構成されていることも、AGCMにおける判断が導かれる際には大きな決定打となった模様である。このほかENIは、「Eni Diesel＋」の使用により排出

量を40%程度削減することができるとしつつも、こうした表現に関しても、明確な根拠はみられないとし、今回の判断によりENIは「Eni Diesel＋」に関する広告をすべて撤去するとともに、AGCMから最高で500万ユーロもの罰金が科されることとなった。

事例2：ドイツにおける事例（Dekabankの環境インパクト計算機）

ドイツでは、証券会社がウェブサイトを通じ、投資先に対するサステナビリティ貢献度を測定することを可能とする「環境インパクト計算機」をめぐる紛争が発生している。

本件は2021年2月、ドイツの個人投資家向けニュースサイトであるFonds Professionellが報じたものである（注8）。ドイツ貯蓄銀行Sparkasseの証券子会社であるDekabankが、自社ウェブサイトを通じて「環境インパクト計算機」を提供し、個人投資家は、当該計算機を利用することで投資先へのサステナビリティ貢献度を測定することができるとの仕組みが構築される中、バーデン・ヴュルテンベルク州消費者相談センターは、Dekabankが提供するこうした計算機に関する広告が、グリーンウォッシングにあたるのではないかとの観点から訴訟提起を検討したというものである。この計算機は、例えば同社広告によると、「1万ユーロを環境ファンド（Impact－Aktienfonds）に投資することで、575トン相当のCO_2排出や6.71トン相当の廃棄物を削減することが可能」、あるいは「この投資により42,837リットル相当の汚水が処理され、これは平均的な家庭排水129日分に相当するものである。」等といった表現が掲載されており、同相談センターによると、こうした広告掲載は以下に掲げる3点の理由からグリーンウォッシングにあたるのではないかとの主張がなされているとしている。

(1) 計算機による排出量算出方法は、Dekabankウェブサイトの下の方をみると、「算出値は推定であること」、また「ファンドを構成するすべての企業が必ずしも算出対象として含まる訳ではないこと」といった条件が小さなフォントで細かく掲載されているにすぎず、少なくとも現行の記載内容では、個人投資家に対して計算機が信憑性あるツールとの確認をすることは困難と思われること。

(2) ウェブサイト上には計算機を通じた効果等の具体例や証拠等の記載がないため、誇大広告となっているおそれがあること。

(3) 消費者にとっては、投資判断に必要な情報は、ファンド自身が発出する情報に依存せざるを得ず、こうした情報には信頼性があることが一般的に求められるところ、Dekabank社からの情報に関しては、前述のとおり証拠がないものも多く、信頼に足る情報源とは認められないこと。

Dekabank社は、その後自発的な形で計算機の提供を取りやめている。

▲差止措置の対象となったHSBC社広告

事例３：英国における事例
（HSBC社に対する広告差止措置）

英国においては、世界を代表する金融機関に対する広告の掲載差止め措置も行われている。英国の広告監視機関（ASA）は、HSBCが2021年10月に広告掲載した植林やネット・ゼロ計画への貢献内容に関して、同広告にはHSBCが並行して進める化石燃料プロジェクト融資に関して2040年まで継続する計画があるほか、その他温室効果ガスを排出する事業融資を継続している点に関する掲載が一切みられないとして、こうした点は消費者への誤解を招くとして、広告掲載を差止めすべきとの決定がなされている（注９）。これは規制当局がグリーンウォッシングを理由に銀行への広告掲載を禁止した初の事例となる。ASAによると、HSBCは引き続き二酸化炭素や温室効果ガスを排出する事業への多額投資を継続しており、広告においてこうした点に触れないことは到底受け入れられず、消費者に誤った印象を与えるとともに、誤解を招くおそれがあるとのコメントを発している。

ASAはHSBCに対して、「企業は低炭素社会への移行に向けた自らの役割を正確に伝える責任がある。」とし、広告差止め等を命じるとともに、今後のマーケティング活動においては、適切な掲載を行うとともに、同社の二酸化炭素や温室効果ガスに関連した情報開示を省略しないよう伝えたとしている。

４．最後に

グリーンウォッシングに関しては、規制当局等における定義整備の検討が遅れていることもあり、この先も当面の間はグリーンウォッシングをめぐる集団訴訟の発生可能性は高い状態にあるといえる。訴訟提起が行われると、企業は判決次第では、高額の罰金が科せられるほか、株価下落リスクにも晒されることとなる。このため、企業がこうしたグリーンウォッシング訴訟を回避するためには、明確で透明性の高い商品情報やサービスを提供するとともに、さらにはこうした広告活動を継続していくことが重要であり、改めて規制

当局における定義整備に対する市場関係者からの関心は高くなっているといえる。

気候変動問題への関心が高まるにつれ、これまではこうした問題が大きな論点になることが少なかった国や地域においても、これまで以上に消費者からの集団訴訟件数が増加していくことが予想され、企業ではこうしたビジネスリスクが増加することも予想される。当社ロンドン駐在員事務所においてもグリーンウォッシュに関する動向把握等を引き続き行っていくこととしたい。

（注1） ESMA "ESMA REVIEWS ITS 2021 CONTRIBUTION TO THE EU'S GREEN AND DIGITAL CAPITAL MARKETS" https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-reviews-its-2021-contribution-eu%E2%80%99s-green-and-digital-capital-markets#:~:text=%E2%80%9COur%20major%20areas%20of%20focus,a%20true%20capital%20markets%20union

（注2） https://www.fca.org.uk/publications/corporate-documents/strategy-positive-change-our-esg-priorities

（注3） https://www.climatebonds.net/files/files/climate-bonds-standard-v3-20191210.pdf

（注4） https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220701IPR34365/taxonomy-meps-do-not-object-to-inclusion-of-gas-and-nuclear-activities

（注5） https://en.agcm.it/en/media/press-releases/2020/1/PS11400

（注6） https://www.wsj.com/articles/eni-to-appeal-italian-fine-for-diesel-ads-11579112280

（注7） https://www.transportenvironment.org/discover/eni-fined-%E2%82%AC5m-deceiving-consumers-over-its-green-diesel-italian-watchdog-rules/

（注8） https://www.fondsprofessionell.de/news/unternehmen/headline/irrefuehrender-impact-rechner-verbraucherschuetzer-verklagen-deka-204611/（ドイツ語のみ）

（注9） https://www.asa.org.uk/rulings/hsbc-uk-bank-plc-g21-1127656-hsbc-uk-bank-plc.html